第

5 3 6 5

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年12月8日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 土地は交換、建物は売買とする場合

A:扱われません。

【解説】

所得税基本通達58-9(資産の一部分を交換とし他の部分を売買とした場合)は、一の資産につき、その一部分については交換とし、他の部分については売買としているときは、所得税法第58条(固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例)の適用については、その他の部分を含めて交換があったものとし、売買代金は交換差金等とする旨定めています。

したがって、あなたが所有している土地と、 別の人が所有している土地との交換契約を締 結するとともに、あなたが所有している土地 の上に存する建物について売買とする場合、 あなたが所有する土地と建物が「一の資産」 として交換があったものとされ、売買代金は 交換差金等として扱われるのではないかとも 考えられます。 しかしながら、交換特例は、 所得税法第58条第1項各号に掲げる資産の種 類の区分ごとに適用されることからしますと、 同通達に定める「一の資産」は、同号に掲げ る資産の種類の区分ごと(すなわち同一資産 の種類ごと)の資産をいうものと解するのが 相当であると考えられます。このことから、 お尋ねの場合の売買代金は、交換差金として 取り扱われることはないと解されます。







